

# 新型コロナウイルス感染症に係る 「住居確保給付金のしおり」内容の一時的な変更について

以下のとおり内容を一時的に変更いたします。

## 1 P.7～8「住居確保給付金受給中の義務」

### ◆受給中の求職活動等状況報告について

毎月4回以上のくらしとしごとサポートセンター支援員との面接は、**月1回に緩和し、支援員との直接の面談のほか、改・参考様式9「求職活動等状況報告書」の郵送等による提出や、電話による内容の聞き取りも可能とします。**

※必要となる求職活動については、支給理由や支給期間により異なります。  
詳細は別表をご参照いただくか、くらしとしごとサポートセンターへお問い合わせください。

(別表)

受給月数	受給者の状態	必要とされている求職活動要件				
		①	②	③	④	⑤
1～9か月目	離職・廃業（則第3条第1号）	必須	必須	必須	必須	任意
	休業等（則第3条第2号）	任意	必須	任意	任意	必須
10～12か月目 (再々延長中)	全員	必須	必須	必須	必須	任意
再支給 (本則・特例)	離職・廃業（則第3条第1号）	必須	必須	必須	必須	任意
	休業等（則第3条第2号）	任意	必須	任意	任意	必須

### ◆別表について

- ①（申請時等）公共職業安定所での求職申込み
- ②奈良市くらしとしごとサポートセンター支援員との面接
- ③月に2回以上のハローワークにおける職業相談等の実施
- ④常用就職を目的とした週に1回以上の企業等への応募・面接の実施
- ⑤自立相談支援機関が決定した支援プランに沿った活動

## 2 P.1「住居確保給付金の受給要件について」 P.9「住居確保給付金の停止と中断について」

### ◆住居確保給付金と職業訓練受講給付金を併給できる場合があります。

職業訓練受講給付金を受給している場合でも住居確保給付金の支給申請が可能です。  
※令和3年11月30日までに申請した方が対象です。

## 3 P.10「住居確保給付金受給中の再支給について」

### ◆住居確保給付金は、原則一人一回の支給です。

令和3年2月1日から令和3年11月30日に限り、再度支給申請をすることが可能です。  
※この場合の再支給の申請による受給は一度限りであり、支給期間につきましても3か月間に限っております。

### ◆その質問事項等につきましては、以下までお願いします。

**奈良市くらしとしごとサポートセンター**  
住所：〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1-1  
TEL：0120-372-310